

GPIグリーン調達ガイドライン

株式会社ジー・プリンテック

第3版

制定：2024年 5月1日

改定：2026年 4月1日

目次

1	目的	3
2	適用範囲	3
3	用語の説明	3
4	製品含有化学物質の管理	4
5	調達部品の提出書類と納入	4
6	持続可能な社会の形成および環境保全活動への取り組みのお願い	5
7	その他	5
8	改正履歴	6
9	様式	7

様式1：受領書 兼 承諾書

様式2：製品中の化学物質に関する非含有証明書

別表1：規制対象化学物質一覧(付表1～13) 都度メンテナンスを実施
別表2：SVHC候補物質 都度メンテナンスを実施

本ガイドラインは、当社の基本となる基準を説明したものです。当社の各部門および各製品において、独自に定めたものがある場合はそれに従っていただきますようお願いいたします。

はじめに

平素は当社の事業活動に多大なるご協力をいただきまして誠にありがとうございます。当社は、製品含有化学物質規制対応を経営の重要課題の一つとして取り組んでおり、取引先に対し、当社グリーン調達基準に適合した製品の納入、および情報提供のご協力をお願いします。

本ガイドラインは、取引先から当社に納入していただく製品・部品・材料、および梱包材において、対応すべき製品含有化学物質および規制を明示し、サプライチェーンを通じて製品含有化学物質管理の体制を構築するため、取引先に本ガイドラインのご対応をお願いするものです。今後、当社事業がグローバル市場での成長を図り、取引先との更なる共栄を目指すためにも、各国・各地域の法令・業界標準に準拠した製品を市場に供給することは必要不可欠です。

法令・業界標準対応の不備等による違反を惹起した場合は、当該市場やお客様の信頼を失うこととなり、成長はおろか事業そのものの存続が危ぶまれる事態となります。取引先の皆様におかれましては、改めて製品含有化学物質規制対応の重要性をご理解いただき、サプライチェーンを含めた製品含有化学物質管理体制の構築へのご協力と、関係法令への適切な対応をお願い申し上げます。

株式会社ジー・プリンテック

1 目的

当社の調達品に関するグリーン調達の基準を定め、当社製品への使用禁止物質の混入を防止すると共に、サプライチェーンにおいて伝達が必要な化学物質情報を管理することを目的とします。

2 適用範囲

当社が調達する直接材料、間接材料、梱包材（以下「調達物品」という）に適用します。

ただし、当社判断により、仕様書や発注時の文書などで、本ガイドラインの適用範囲外とする場合があります。

品目	定義
直接材料	当社製品中に組み込まれる原料、材料、部品、ユニット (製品に貼付するラベル・取扱説明書のインクなどを含む)
間接材料	当社の製造工程で使用される部材、ガス、薬品、設備など (グリス・接着剤・両面テープ、マーカーペンのインクなどを含む)
梱包材	当社製品を出荷する際に梱包用に用いるもの (段ボール、テープ、ラベル 等)

3 用語の説明

1) 禁止物質

規制対象化学物質の中で、調達物品への添加を禁止し、閾値があるものについては、閾値以上の含有を禁止する物質。

2) 要通知物質

規制対象化学物質の中で、使用削減を必要とし、含有情報の通知が必要な物質。

3) chemSHERPA AI (ケムシェルパ エーアイ)

CMP (CMPコンソーシアム) が推奨するアーティクル (成形品) のための情報伝達シート。
詳細は、CMPウェブサイト <https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool> をご確認ください。

4) chemSHERPA CI (ケムシェルパ シーアイ)

CMP (CMPコンソーシアム) が推奨するケミカル (化学品) のための情報伝達シート。
詳細は、CMPウェブサイト <https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool> をご確認ください。

5) SDS

化学物質排出把握管理促進法、特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律 (P R T R法) および労働安全衛生法で規定される内容に則った化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を掲載した化学物質安全データシート。

4 製品含有化学物質の管理

- 1) 規制対象化学物質は、CMP (CMP コンソーシアム) の提供する chemSHERPA 管理対象物質参照リストの中から、以下の法規制に規定された化学物質のうち、当社への納入品に使用される可能性がある化学物質 (別表 1 および別表 2 を参照) を対象とします。

法規制
EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX III、IV
REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)
日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質
米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act:TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第6条)
EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorization(認可対象候補物質)およびANNEX XIV(認可対象物質)
IEC62474(電気・電子業界の国際規格) Declarable Substance List
IEC61249-2-21 プリント基板と他の相互接続構造体材料のハロゲンフリーの規格
IPC-4101 硬質および多層プリント基板の基材の仕様
モントリオール議定書 (オゾン層を破壊する物質規制)
包装材指令 (94/62/ECおよび改正(2004/12/EC、1999/177/EC) (梱包材および梱包廃棄物指令)
EU規則No.2019/1021POPs規則 附属書1 残留性有機汚染物質についての規則
日本 水質汚濁防止法
米国 プロポジション65
カナダ 特定有害物質禁止規則 (SOR/2021-285)
中国 中国電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
韓国 韓国化学物質含有規制 (RoHS)

- 2) 以下①～③項の要求事項を満たしていることを確認します。

- ① 別表 1 に示す禁止物質を調達物品に混入させないこと、また、規制の閾値以上の禁止物質を含有していないこと。
- ② 調達物品に含まれる別表 1 および 2 に示す化学物質の含有情報が提供されること。
- ③ CMP (CMP コンソーシアム) が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン (※)」または同等の管理基準に基づいた管理が実行されていること。

※CMP/管理ガイドラインウェブサイト <https://cmp-consortium.com/docs/guidelines> をご確認ください。

5 調達部品の提出書類と納入

グリーン調達を推進するにあたり、次に示す各事項についてご協力をお願いします。

- 1) 受領書 兼 承諾書 (様式 1)

GPI グリーン調達ガイドラインを受領後、速やかにご提出をお願いします。

- 2) グリーン調達基準に従った情報の提供

4 項 2) に示す基準への適合を証明する以下の書類を提出するようお願いします。

	chemSHERPA-AI またはchemSHERPA-CI	製品中の化学物質に 関する非含有証明書 (様式 2)	SDS	分析試験結果 (IEC62321等に基づく)
直接材料	○	○	△	△
間接材料	○	○	○	△
梱包材	○	○	△	△

○：提出を要する書類 △：当社より要求がある場合、提出を要する書類
(ただし、SDSは化学品についてのみ要求します)

なお、調達物品の含有化学物質情報に変更があり、当社の禁止物質および要通知物質に変更があった場合、または、当社より別途要求がある場合は、上記資料の更新と再提供をお願いします。

3) グリーン調達基準に適合した調達物品の納入

4項 2) に示す基準に適合した調達物品の納入をお願いします。

4) グリーン調達基準に従った調達物品の管理

調達物品について、当社「グリーン調達ガイドライン」と同等の管理基準に基づいた管理をお願いします。また、サプライヤー様の管理状況を確認するため、「製品含有化学物質管理ガイドライン/チェックシート」による自己評価、または立会監査をお願いする場合があります。

6 持続可能な社会の形成および環境保全活動への取り組みのお願い

当社は、持続可能な社会の形成および地球環境保全を目的とした、様々な活動に取り組んでおります。趣旨をご理解いただき、以下に示します活動の推進、活動内容に関する調査をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

- ・環境マネジメントシステムの構築、維持
- ・省エネルギーの推進
- ・資源（プラスチックを含む）の有効活用（3R等）の推進、廃棄物の削減
- ・包装材の簡素化、リユースの推進
- ・温室効果ガス（GHG）の削減、再生可能エネルギーの導入
- ・気候変動リスクへの対応
- ・水資源の保全の推進
- ・アイドリングストップの推進
- ・グリーン購入の推進

7 その他

1) 提出情報の取り扱いについて

当社にご提出頂きました情報は当社内で共有し、当社内における含有化学物質の管理、および当社顧客からの調査依頼への対応に活用させていただくと共に、法規制遵守のため、当社製品の情報として、第三者に開示する場合があります。

なお、提出された個人情報にはCSR活動の目的にのみ使用し、当社の個人情報保護方針に従って適切に取り扱います。

2) ガイドラインの改正について

本ガイドラインは、社会情勢の変化、法規制改正等により必要に応じて適時改正します。

3) お問い合わせ先

本件に関するご質問は、調査依頼部門、または下記へお問い合わせください。

株式会社ジー・プリンテック CSR委員会 CSR@g-printec.com

改正履歴

改正No	日付	改正内容	作成
第1版	2024/05/01	初版制定	C S R 委員会
第2版	2025/04/01	<p>(1) 様式2 対象化学物質追加 (製品中の化学物質に関する非含有証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A-29/A-36/A-37/A-38/A-39/A-40 <p>(2) 別表1付表1 禁止物質追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A-29/A-36/A-37/A-38/A-39/A-40 <p>(3) 別表1付表7 禁止物質追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ No. 34/No. 35/No. 36 ・ 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質(138物質)」 <p>(4) 別表1付表8 要通知物質追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B-62 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) 、鉱物油飽和炭化水素 (MOSH) ・ B-63 (NPE) /B-64 (NMP) /B-65 (TBBPA) /B-66 (ベンゼンアミン) /B-67 (1-ブロモプロパン) /B-68 (特定PFAS) ・ TRI特別懸念物質として登録された全てのPFAS(205物質) <p>(5) 別表2 SVHC7物質追加、1物質更新</p>	C S R 委員会
第3版	2026/04/01	<p>(1) JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) からCMP (CMPコンソーシアム) に組織名変更</p> <p>(2) 様式2 A-1 オゾン層破壊物質の物質名追記</p> <p>(3) 様式2 A-3 ポリブロモビフェニル (PBB) 追記</p> <p>(4) 様式2 A-4 ポリブロモビフェニル (PBB) 追記</p> <p>(5) 様式2 A-5 短鎖型塩化パラフィン (SCCP, C10-13) 追記</p> <p>(6) 様式2 A-9 アスベスト類の物質名追記</p> <p>(7) 様式2 A-10 特定の有機すず化合物の物質名追記</p> <p>(8) 様式2 A-11 水銀およびその化合物の物質名追記</p> <p>(9) 様式2 A-12 カドミウムおよびその化合物の物質名追記</p> <p>(10) 様式2 A-13 六価クロム化合物の物質名追記</p> <p>(11) 様式2 A-36 PFHxSおよびPFHxS関連物質の物質名追記</p> <p>(12) 様式2 A-40 物質名追記</p> <p>(13) 様式2 A-41 すべての塩素化アルカン追記</p> <p>(14) 様式2 A-42 デカブロモジフェニルエタン追記</p> <p>(15) 様式2 A-43 酢酸ビニル追記</p> <p>(16) 様式2 A-44 ビスフェノールS (BPS) 追記</p> <p>(17) 様式2 A-45 クロルピリホス追記</p> <p>(18) 別表1付表1 禁止物質追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ No. 41 炭素数C10~C20までの全ての塩素化アルカン ・ No. 42 デカブロモジフェニルエタン (DBDPE) ・ No. 43 酢酸ビニル ・ No. 44 ビスフェノールS (BPS) ・ No. 45 クロルピリホス <p>(19) 別表1付表1 禁止物質CAS No. 追加 : No. 1、3、4、5、9、10、11、12、13、36、40</p> <p>(20) 別表1付表3 CAS No. 追加</p> <p>(21) 別表1付表7 CAS No. 追加 : No. 2、36</p> <p>(22) 別表1付表8 物質追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B69 1-エチルピロリジン-2-オン (NEP) ・ B70 ジエタノールアミン (DEA) ・ B71 EU REACH制限リスト附属書XVIIのCMR物質追加 <p>(23) 別表1付表8 CAS No. 追加 : B-30</p> <p>(24) 別表2 SVHC 6物質追加</p>	C S R 委員会

様式 1

株式会社ジー・プリンテック 宛

受領書 兼 承諾書

本文書を確かに受領し、弊社取引先を含む関連部門に周知しました。

弊社取引先を含め、改訂により無効となった旧版については無効処理を行うと共に、最新版管理を徹底いたします。なお、弊社納入品が貴社グリーン調達ガイドラインの要求事項を満たさない場合、または対象物質の含有が判明した場合には、遅滞なく貴社へ報告いたします。

また弊社は、グリーン調達活動を通じて提供する情報が、貴社の調達、品質管理、化学物質管理活動のために使われることを承諾します。

受領日	年 月 日	
会社名 (事業所名)		
責任部署名		
責任者名	役職: 氏名:	印
担当者名	役職: 氏名:	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

備考 責任者の方の役職は部長職以上でお願いいたします。

本件に関するご質問は、当社の依頼部門、または下記へお問い合わせください。
株式会社ジー・プリンテック CSR委員会 CSR@g-printec.com

製品中の化学物質に関する非含有証明書

弊社は、株式会社ジー・プリンテック（関係会社を含む）に、直接または第三者を通じて納入する製品（材料、部品および包装材等の付帯部材を含む）に、下記の化学物質を含有しないこと（閾値のあるものについては、均質材料あたり当該閾値未満であること）を証明いたします。

対象化学物質

No.	物質名または物質群名	閾値（均質材料あたり）
A-1	オゾン層破壊物質 トリクロロフルオロメタン(別名:フロン R-11、CFC-11 など) ジクロロジフルオロメタン(ジクロロジフルオロメタン)(別名:フロン R-12 や CFC-12) トリクロロトリフルオロエタン 1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン(別名:フロン 114) 1,1-ジクロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン クロロペンタフルオロエタン(別名:フロン R-115、CFC-115、フレオン 115) プロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン 1211) プロモトリフルオロメタン(別名:ハロン 1301) ジプロモテトラフルオロエタン(別名:ハロン-2402) 1,2-ジプロモ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン(別名:R-114B2、ハロン 2402) 1,1-ジプロモテトラフルオロエタン クロロトリフルオロメタン(別名:CFC-13、フレオン 13) 1,1,1,2,2-ペンタクロロ-2-フルオロエタン(別名:CFC-111) テトラクロロジフルオロエタン(別名:フロン R-112) 1,1,1,2-テトラクロロ-2,2-ジフルオロエタン(別名:CFC-112a、フロン 112a、R-112a) 1,1,2,2-テトラクロロ-1,2-ジフルオロエタン 1,1,1,3,3,3-ヘキサクロロ-2,2-ジフルオロプロパン(別名:CFC-212) ペンタクロロトリフルオロプロパン(別名:CFC-213) 1,2,2,3-テトラクロロ-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン(1,2,2,3-テトラクロロ-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン(別名:CFC-214) 1,2,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(1,2,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(別名:CFC-215) ジクロロヘキサフルオロプロパン 1,2-ジクロロヘキサフルオロプロパン ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC) ・1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン ・クロロジフルオロメタン(別名:HCFC-22、フロン 22、フロン 22) ・2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名:フロン 123、HCFC-123) ・1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名:HCFC-141b、R-141b) ・1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名:HCFC-142b、R-142b) ・3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225ca) ・1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225cb)	意図的使用の無いこと
A-2	PCB、PCTおよびその代用品類	意図的使用の無いこと
A-3	PBB(ポリ臭化ビフェニル) ポリブROMOビフェニル(PBB)	1,000ppm 未満
A-4	PBDE(ポリ臭化ビフェニルエーテル) ・テトラブROMOジフェニルエーテル ・ペンタブROMOジフェニルエーテル ・ヘキサブROMOジフェニルエーテル ・ヘプタブROMOジフェニルエーテル ・デカブROMOジフェニルエーテル	1,000ppm 未満 DecaBDE: 含有しないこと
A-5	塩素化パラフィン類(短鎖型塩化パラフィン) 短鎖型塩化パラフィン(SCCP, C10-13) ※SCCP:ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	意図的使用の無いこと
A-6	ビス(クロロメチル)エーテル	意図的使用の無いこと
A-7	分解により特定アミンを発生するアゾ化合物*	意図的使用の無いこと
A-8	塩化ビニルモノマー(クロビレン)*	意図的使用の無いこと
A-9	アスベスト類(アスベスト入りタルク、エリオナイト等を含む) ・アスベスト(石綿) ・アクチノライト	意図的使用の無いこと

	<ul style="list-style-type: none"> ・アモサイト(茶石綿) ・アンソフィライト ・クリソタイルアスベスト ・クロシドライト(青石綿) ・トレモライトアスベスト 	
A-10	<p>特定の有機すず化合物(トリフェニルスズ類、トリブチルスズ類)</p> <p>3置換有機スズ化合物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビス(トリブチルスズ)オキシド (TBTO) ・トリブチルスズ (TBT) ・トリフェニルスズ(TPhT) ・トリシクロヘキシルスズ (TCyHT) ・トリオクチルスズ (TOT) ・トリプロピルスズ (TPT) <p>ジブチルスズ化合物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジブチルスズジクロリド ・ジラウリン酸ジブチルスズ ・ジブチル錫マレアート ・ジブチルスズオキシド ・ジブチルスズジアセタート ・2-エチルヘキシル 4,4'-ジブチル-10-エチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸エステル ・ジブチル錫ビス(イソオクチルチオグリコレート) <p>ジオクチルスズ化合物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジ-n-オクチルスズオキシド ・ジクロロジオクチルスズ ・ジオクチルビス[(1-オキシドデカノール)ジオクチルスタンナン] ・ジオクチルスズビス(2-エチルヘキシルマレアート) ・2-エチルヘキシル-10-エチル-4,4'-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカノエート(DOTE) ・ジオクチルチンマレイン酸塩 ・ジ-N-オクチルスズビス(イソオクチルチオグリコール酸)エステル ・2-プテン二酸(2Z)-, 1,1'-(ジオクチルスズ)4,4'-ジブチルエステル ・ジオクチルスズビス(エチルマレアート) ・ジ-n-オクチルスズメルカプト酢酸 ・ジヒドロ-2,2'-ジオクチル-6H-1,3,2-オキサチアスタンニン-6-オン 	意図的使用の無いこと
A-11	<p>水銀およびその化合物(アルキル水銀化合物を含む)*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀(Mercury) ・塩化水銀(II) ・酢酸水銀(II) ・酸化水銀(II) ・臭化水銀(II) 	1,000ppm 未満
A-12	<p>カドミウムおよびその化合物*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・シアン化カドミウム ・ステアリン酸カドミウム ・ラウリン酸カドミウム ・塩化カドミウム(II) ・塩化カドミウム 2.5 水和物 ・塩素酸カドミウム ・水酸化カドミウム ・炭酸カドミウム ・硝酸カドミウム ・二硝酸カドミウム・四水和物 ・硫セレン化カドミウム ・硫化カドミウム ・硫酸カドミウム ・硫酸カドミウム水和物 ・臭化カドミウム ・酢酸カドミウム ・酸化カドミウム 	<p>金属類 100ppm 未満</p> <p>その他 5ppm 未満</p>
A-13	<p>六価クロム化合物*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロム酸鉛(II) ・二クロム酸アンモニウム、重クロム酸ジアンモニウム ・クロム酸ニカリウム ・三酸化クロム及びそのオリゴマーから生じる酸、クロム(VI)酸、テトラオキソクロム酸 ・二クロム酸 ・三酸化クロム、酸化クロム(VI) ・二クロム酸カリウム、重クロム酸カリウム ・クロム酸ナトリウム ・二クロム酸ナトリウム二水和物 ・クロム酸ナトリウム ・クロム酸ストロンチウム ・クロム酸ペンタジンクオクタヒドロキシド ・クロム酸亜鉛カリウム ・三クロム酸ジクロム ・クロム酸バリウム ・クロム酸カルシウム 	1,000ppm 未満
A-14	<p>鉛およびその化合物*</p>	金属類 1,000ppm 未満

		その他 100ppm 未満
	四重金属(水銀、カドミウム、六価クロム、鉛)	包装材 合計 100ppm 未満
A-15	ホルムアルデヒド*	意図的使用の無いこと
A-16	シアン化合物*	意図的使用の無いこと
A-17	ビスフェノールA*	意図的使用の無いこと
A-18	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル、DMF)	意図的使用の無いこと
A-19	フタル酸ジエチルヘキシル(DEHP)	4物質(DEHP、DBP、BBP、DIBP)の合計が1,000ppm 未満
A-20	フタル酸ジブチル(DBP)	
A-21	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	
A-22	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	
A-23	多環芳香族炭化水素(PAHs)*	1ppm 未満
A-24	ジブチル錫化合物	Sn 換算 1,000ppm 未満
A-25	赤燐	意図的使用の無いこと
A-26	化審法の第一種特定化学物質	意図的使用の無いこと
A-27	SVHC	1,000ppm 未満
A-28	GADSL "P(禁止)"物質、および "D/P(申告/禁止)"物質のうち、禁止用途に使われているもの*	GADSL に明記されていない限り、 1,000ppm 未満
A-29	ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)とその塩、関連物質(付表 7 の 138 物質)及び以下の物質 ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)関連物質(ペルフルオロオクチル=ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール及び厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの) イ) 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタノ(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド) ロ) 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール) イ)及びロ)に掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であって、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタノ酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	25ppb(その塩を含む PFOA として)、又は 1000ppb(PFOA 関連物質の合計として)
A-30	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)、トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)、トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP)	1,000ppm 未満
A-31	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	0.3wt%未満
A-32	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (PIP(3:1))	意図的使用の無いこと
A-33	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	1wt%未満
A-34	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	意図的使用の無いこと
A-35	デクロランブラス(DP)	意図的使用の無いこと
A-36	PFHxS および PFHxS 関連物質 ・トリデカフルオロヘキサノ-1-スルホン酸(PFHxS) 若しくはペルフルオロ(アルカン)スルホン酸 ・ナトリウム=1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-トリデカフルオロヘキサノ-1-スルホナート ・カリウム=1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-トリデカフルオロヘキサノ-1-スルホナート ・リチウム=1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-トリデカフルオロヘキサノ-1-スルホナート ・アンモニウム=トリデカフルオロヘキサノ-1-スルホナート ・ペルフルオロヘキサノスルホニルフルオリド ・ペルフルオロオクタノスルホン酸及びその塩。(PFOS) ・パーフルオロオクタノスルホン酸カリウム ・ペルフルオロ-1-オクタノスルホン酸ナトリウム ・ペルフルオロオクタノスルホン酸リチウム ・ペルフルオロオクタノスルホン酸アンモニウム塩 ・ペルフルオロオクタノスルホン酸ジエタノールアミン(DEA)塩 ・ヘプタデカフルオロオクタノスルホン酸テトラエチルアンモニウム塩 ・ペルフルオロオクタノスルホン酸ジメチルアンモニウム	意図的使用の無いこと
A-37	パーフルオロヘキサノ酸(PFHxA)とその塩及び PFHxA 関連物質 ・パーフルオロヘキサノ酸(PFHxA) ・パーフルオロヘキサノ酸アンモニウム(PFHxA-NH4) ・パーフルオロヘキサノ酸ナトリウム(PFHxA-NA)	意図的使用の無いこと
A-38	メキシクロル	意図的使用の無いこと
A-39	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	意図的使用の無いこと
A-40	パーフルオロカルボン酸パーフルオロカルボン酸 C9~14(PFCAs)とその塩及び関連物質 ・パーフルオロノナン酸(PFNA :C9-PFCA) ・パーフルオロデカン酸(PFDA :C10-PFCA) ・パーフルオロウンデカン酸(PFUoDA :C11-PFCA) ・パーフルオロドデカン酸(PFDODA :C12-PFCA) ・パーフルオロトリデカン酸(PFTrDA :C13-PFCA) ・パーフルオロテトラデカン酸(PFTDA :C14-PFCA) ・パーフルオロノナン酸ナトリウム ・パーフルオロノナン酸アンモニウム ・パーフルオロデカン酸ナトリウム ・パーフルオロデカン酸アンモニウム ・ペルフルオロペンタデカン酸 ・ペルフルオロヘプタデカン酸 ・ヘプタトリアコンタフルオロノナデカン酸	① C9-C14 PFCAs と その塩の合計で混合物または 成形品中の 25ppb 未満 ② C9-C14 PFCAs 関連物質の合計で混合物または 成形品中の 260ppb 未満<適用除外> ③C9-C14 PFCAs とその塩及び関連化合物については、以下の用途が禁止。期限 2025 年 7 月 4 日 半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス; フィルムに施される写真用コーティング; 侵襲性及び埋込型医療機器; 液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備された

	・ノナトリアコンタフルオロイコサン酸	システム(移動式及び固定式の両方を含む)における泡消火薬剤。 ②2030年12月31日 C9-C14 PFCA _s とその塩及び関連化合物については、2023年12月31日前に販売される電子機器(完成品)の部品を交換するための半導体部品の製造が禁止。
A-41	炭素数 C10 から C20 までのすべての塩素化アルカン ・短鎖 (SCCA _s)::C10~13 ・中鎖 (MCCA _s)::C14~17 ・長鎖 (LCCA _s)::C18~20	意図的使用の無いこと
A-42	デカブロモジフェニルエタン 1,1'-エタン-1,2-ジイルビス(ペンタブロモベンゼン) (DBDPE)	意図的使用の無いこと 以下の用途については、公布後 15 年間 適用免除(2040年12月31日) ・ワイヤー、熱収縮製品 ・DBDPE を含む製造品(カードプリンター)
A-43	酢酸ビニル	意図的使用の無いこと
A-44	ビスフェノール S (BPS)	意図的使用の無いこと
A-45	クロルピリホス	意図的使用の無いこと

上記対象物質の範囲等の詳細については、ガイドラインに定める「別表1：規制対象化学物質一覧(付表1~13)」の内容により解釈されるものとします。物質名の後の*は、ELV指令・RoHS指令・REACH規則等の様々な法令にある用途制限や適用除外等の条件があるものです。